

陸前高田市空き家バンクへの物件登録をお考えの皆様へ ～ 空き家を貸したい・売りたい ～

● 陸前高田市空き家バンク物件登録の大まかな流れ

① 書類を揃える → ② 物件調査 → ③ 物件登録・ポータルサイト掲載

① 書類を揃える

空き家バンクへ登録できる物件は、陸前高田市内にある物件全てになります。現在居住していない、または居住しなくなる予定の建物およびその敷地です。

【登録時に必要な書類】

- 1、陸前高田市空き家バンク登録申込書
- 2、同意書
- 3、申請者本人の確認ができる身分証明書のコピー（運転免許証、パスポートなど）
- 4、固定資産税課税明細書の写し
- 5、固定資産税 確認承諾書
- 6、土地・建物の登記事項証明書の写し
- 7、公図

※物件によって書類が存在しない場合がございますので、お気軽にご相談ください。

② 物件調査について

登録申込書に希望の物件取扱業者を記載していただきます。

所有者の立ち会いのもと、陸前高田市より事業委託を受けた高田暮舎、物件取扱業者による物件の調査を行います。所有者の立ち会いが困難な場合は、高田暮舎までお気軽にご相談ください。

調査の結果、物件の登録をお断りさせていただく場合がございます。

③ 物件登録・ポータルサイト掲載

陸前高田市空き家バンクへの物件登録完了後、物件の写真撮影・記事を作成し、ポータルサイト『高田暮らし』（<https://takatakurashi.jp/>）等に掲載させていただきます。

賃貸・購入したい方が現れましたら、高田暮舎よりご連絡いたします。その後、物件取扱業者が仲介し、賃貸・購入希望者との物件交渉を進めていき、成約となります。（成約した際には、物件取扱業者に対し仲介手数料が発生します）

▼空き家バンクのご相談・問い合わせ窓口▼

ポータルサイト

『高田暮らし』

特定非営利活動法人 高田暮舎（たかたくらししゃ）

🏠 岩手県陸前高田市高田町字荒町 104 番地 7 陸前高田市チャレンジショップ C-2

☎ 080-6050-0761（空き家バンク担当）

✉ info@kurashisha.org



● 陸前高田市空き家バンク Q&A

Q 空き家バンクの利用に登録料はかかりますか？

A 登録料はありません。ただ、不足している必要書類の発行手数料や成約時に物件取扱業者への仲介手数料がかかります。

Q 陸前高田市に住民票がなくても、空き家バンクへの登録は可能ですか？

A 市内に空き家を所有されている方であれば可能です。

Q 空き家が未登記です。空き家バンクへの登録は可能ですか？

A 空き家バンクへの登録は、所有者が明確になっている登記された物件が対象となっております。登記についての相談も承っているので、お問い合わせください。

Q 物件取扱業者を通さずに、空き家の利用を希望される方と交渉ができますか？

A 直接交渉の場合には、空き家バンクへの掲載ができません。登録のためには、担当する物件取扱業者による仲介が条件となります。

Q 建物に家財が残っています。そのまま賃貸・売買することは可能ですか？

A 原則、所有者と利用者の協議の上で決定します。